

奈良・藤原京跡

1 所在地 奈良県橿原市醍醐町・高殿町、高市郡明日香村大字雷

2 調査期間 一 一九九一年(平3)二月～三月、二 一九九一年六月～七月、三 一九九一年二月～一九九二年四月、四 一九九二年一月～二月

3 発掘機関 奈良国立文化財研究所飛鳥藤原宮跡発掘調査部

4 調査担当者 代表 牛川喜幸

5 遺跡の種類 都城跡

6 遺跡の年代 七世紀末～八世紀初頭

7 遺跡及び木簡出土遺構の概要

一 右京一条一坊の調査(第六五次調査)

本調査は大型店舗建設に伴う事前調査として行なわれたもので、調査地は右京一条一坊西南坪にあたる。当地では一九八九年度に第六〇次調査として既に調査を実施、終了していたが、店舗の設計変更により位置をずらして再び行なわれたものである。第六〇次調査では一条条間路と西北・西南両坪で建物・土坑・井戸などを確認した。今回の調査は、その成果を受けて西南坪の状況を明らかにするために、第六〇次調査区の南に接する位置と東延長上で一条条間路

の通る位置との二カ所に調査区を設けて実施した。調査面積は併せて一一一〇㎡である。

検出した遺構は七世紀から八世紀前半のものと中世に属するものとに大別される。このうち前者はさらに藤原宮期とその直前の時期のものに分けられる。藤原宮期の遺構には一条条間路とその両側溝、建物・堀・井戸・土坑などがあり、藤原宮期直前の時期に属する遺構には建物・土坑がある。また中世の遺構は土坑と多数の小溝である。

木簡は藤原宮期の井戸SE七二三七から一点が出土した。このほかに上端近くの左右に切り込みを入れた荷札状の木製品も二点出土した。SE七二三七は掘形径約三・二mのほぼ円形の井戸で、深さは一・七m、本来は木枠組であったと思われるが、既に抜き取られ、一部に裏込めの隙だけが残る。埋土は三層に分かれ、木簡は最下層の暗灰色粘土から出土した。また埋土からは飛鳥Vの土器・墨書土器・転用硯・轆羽口・漆付着杯・砥石・刀子などが出土し、裏込めには藤原宮式の軒平瓦が入っていた。なお他の井戸や土坑からも同様に轆羽口・銅滓付埴埴・銅製品・銅滓・砥石・漆付着土器などが出土し、また北に接する位置で調査した第六〇次調査でも轆羽口・銅滓・埴埴などが出土しており、周辺に銅製品の工房に関わる施設の存在が予想される。

二 右京二条二坊(第六六―五次調査)

調査は共同住宅建設に伴う事前調査として行なわれたもので、調査地は右京二条二坊西北・西南両坪にあたる。調査地の東隣にはかつて喜田貞吉によって藤原宮の遺構と考えられた長谷田土壇がある。検出した主な遺構には、東西溝・井戸・掘立柱建物・土坑などがあり、その時期は藤原宮期と平安時代に分かれる。

木簡は平安時代の井戸SE七三〇一から一点出土した。SE七三〇一は径一・八m、深さ二m余りの円形の掘形をもち、本来井戸枠があったが、抜き取られていた。埋土から瓦器が出土したことから、一二世紀前半に属する井戸と推定される。

三 左京十一條三坊（第六六一・一三次調査）

本調査は、県道樫原神宮東口停車場飛鳥線新設に伴って実施された二次にわたる一連のものである。まず県道新設によって移転する住宅の新築に伴って調査が実施され（第六六一一次調査、後述するような重要な遺構を確認したため、その成果を受けて同年度に再び県道同線敷設予定地とその隣接地で遺跡の範囲を確認するために追加調査を行なった（第六六一一三次調査）。調査地は雷丘北西北西は二〇〇mにあり、左京十一條三坊西南坪の中心部から西南部にあたる。従来この付近では発掘調査が行なわれたことはなく、調査地の北方で軒平瓦が採集されたり、柱根・土器が掘り起こされたことがあったに過ぎない。

第一次の調査では、七世紀後半から奈良時代にかけての大規模な

四面庇付東西棟建物とその西方に廊状に並ぶ二条の柱列が検出され、しかもこの建物が左京十一條三坊西南坪の中軸線上に位置していることから、この建物を中心として回廊の巡る区画の存在が推定された。しかしその成果を受けて実施された第二次の調査では、廊状に並ぶ二条の柱列が廊ではなく、二棟の南北建物の東庇部分であること、また二棟の南北棟建物の南と西でこれらの建物群を画する掘立柱塀と溝があることなどを確認した。

検出した主な遺構は掘立柱建物・掘立柱塀・礎敷・溝・土坑などで、このうち建物・溝には造り替えがあり、二時期に分けることができる。また出土遺物からこれらの遺構は天武朝末期に造営され、藤原宮期を経て奈良時代前半に廃絶したと考えられる。

木簡は第一次の調査で検出した土坑SK二六七六から四点（全て削屑）、第二次の調査で確認した東西溝SD二七四〇と南北溝SD二七五〇からそれぞれ二点と二点が出土した。SD二七四〇は南限を画する掘立柱塀のすぐ南にある幅約五m、深さ〇・五mの大規模な溝で、北岸には約一mほどの間隔を置いて丸太を打ち込み、しがらみとした護岸施設がある。堆積土に含まれる遺物は少ないが、「観智賢□是□」と經典の一句かと思われる墨書のある平瓦の破片が出土している。またSD二七五〇は西限を画する掘立柱塀のすぐ西約一・五mに位置し、幅約二・六m、深さ〇・四mほどで東岸を石で護岸する溝である。堆積土から木製品・瓦・土器類が出土し

た。

四 右京七条一坊(第六一・一二次調査)

本調査は橿原市の計画する宅地造成工事に先だって実施したものである。調査地は右京七条一坊西北坪にあたり、当該坪ではこれまでに奈良国立文化財研究所および橿原市教育委員会によって数次にわたる調査が実施され、藤原宮期の掘立柱建物や掘立柱塀・井戸・溝などが検出され、内部の状況が明らかとなっていた。

今回の調査で検出した主な遺構は掘立柱建物・溝・便所などである。時期はいずれも藤原宮期に属する。

木簡は便所遺構SX七四二〇から三〇点(うち削屑一五点)、南北溝SD七〇八〇から一点(うち削屑一点)、総計四一点(うち削屑一六点)が出土した。SX七四二〇は長さ一・六m、幅〇・五mの南北に長い長楕円形の平面を呈する素掘りの土坑で、深さは現状で〇・四mあるが、本来は一m前後の深さを持っていたと推定される。内部には東西三〇cm、南北八五cmの間隔で四本の杭が打ち込まれている。SX七四二〇からは木簡の他に籌木・土器・植物種子などが出土した。このうち籌木はおよそ一五〇点にものぼる筧状あるいは板状の加工木片で、表面を削って調整したものが多く、木簡にも籌木として用いられたものが多いと考えられる。また土坑内に堆積していた土壌の分析によって判明した昆虫遺存体・食物残滓・寄生虫卵の存在などから、SX七四二〇は便所遺構であることが確認され

た。またSD七〇八〇は幅約二・一m、深さ〇・二mの素掘りの溝である。

なお当該坪で以前に実施された第六二・六三一二両次の調査においても総計七〇〇点以上にのぼる木簡が出土し、当該坪の性格をめぐって注目されていた。

8 木簡の釈文・内容

一 右京一条一坊

井戸SE七三三七

(1) 「丈夫」

34×25×3 021

二 右京二条二坊

井戸SE七三〇一

(1)  戸印  182×27×3 081

(1) は呪符木簡。

三 左京十一条三坊

東西溝SD二七四〇

(1) ・「<神前評川辺里」
・「<三宅人荒人俵」

128×30×5 033

南北溝SD二七五〇

(2) ×□□□×

×□黒月×

(33)×(24)×3 081

(1)の表に見える神前評川辺里は播磨国の神埼郡川辺里にあたる。裏の「三宅人」は『播磨国風土記』に見える「川辺里三家」の存在と関係すると考えられる。

(2)に見える「黒月」は仏教用語であるが、前後に文字が続くことを考慮すると「黒月」と続けて一語と見なしてよいかは問題が残る。

四 右京七条一坊

便所遺構SX七四二〇

(1) ・「下戸雑戸主雑戸下戸戸主」

・「百済手下戸戸主」

166×(16)×3 011

(2) 「召志良木人毛利今急」

163×21×3 011

南北溝SD七〇八〇

(3) □田連三田次

(117)×(13)×4 081

(4) 茨田郡

(39)×(9)×3 081

(1)は表裏とも習書か。記載された内容から明確に表裏を弁別することができないので、かりに多くの文字が書かれた面を表としたが、あるいは表裏別筆で、表とした面が同一語句を繰り返して記すのに対し、裏とした面には語句に重複がなく、また意味が十分通る内容であることから、裏とした面が実は表で、これには意味があり、一方表とした面のみが習書で、裏とした面を見て書かれたと考えることもできる。裏表に書かれた語句は僅かに「下戸」「雑戸」「戸主」「百済手人」の四つに過ぎないが、内容的に重要な問題を含んでいる。まず「下戸」については律令制下で行なわれた戸の等級付けに関わる記載と思われるが、現在知られている三等政戸制や九等戸制の二通りの戸区分法とは表記が一致せず、あるいは雑戸の戸が公戸とは異なる上戸・中戸・下戸から成る三等戸制をとったことを示すものかと思われる。また「百済手人」は百済手部のことで、律令制下、大蔵省・内蔵寮に所属して供御及び一般に支給される種々の皮革製品の生産に従事した雑戸の一つである。従って表裏の記載内容は両者に共通して書かれた「雑戸」の一語によって互いに関連を持つものと推定される。ところで「百済手人」は『令集解』職員令内蔵寮・大蔵省条所引の別記によれば、藤原京では左京と右京にそれぞれ本貫を有することになっていた。また「百済手人」を含めた雑戸の籍は一般公戸の場合に作成される三通（一通は本貫、二通は京進されて中務・民部両省に置かれた）以外にさらに一通が余分に作成

され、所属の官司に置かれることになっていた（戸令造戸籍条）。以

上のように表裏が深い関わりをもち、しかも「百済手人」が雑戸であることを承知した上で書かれたものであるとすると、(1)が作られ捨てられた可能性のある場所としては、上記した中務・民部・大蔵各省と内蔵寮あるいは左右京職を想定することができる。先に指摘した第六二・六三―一二兩次の調査で出土した木簡が、まず藤原京内では突出した多量の点数を出土したこと、形態的には削屑がその殆どを占め、その中には所謂横材のものがあること、また内容的には「戸主」などと記したものであること、など特徴的な内容をもつことと、上述した(1)に見られる記載の内容とを併考すると、多量の木簡を出土している右京七条一坊西北坪には京職（この場合は右京職）に関連した施設があったと推定することができるのではなからうか。かりにこの推定が正しいとしても、これまでの発掘調査の成果からすると、当坪はその中枢部ではなく、周辺部分にあたるものと見られる。

(2)は「志良木人毛利」を急ぎ召喚することを命じた召文。志良木は新羅のこと。また毛利は麻呂の音通（鈴木靖民氏のご教示による）。ただし新羅を姓の一部に含む氏には、新羅・新羅人・新良木舍姓等があり、「志良木人毛利」は志良木人が姓で毛利が名か、あるいは志良木が姓で人毛利が名かはいずれとも決め難い。

(3)の第一文字は春かと思われるが、確定できない。

(4)の茨田郡は河内国の茨田郡。

9 関連文献

奈良国立文化財研究所『飛鳥・藤原宮発掘調査概報』二二―二九
九二年

奈良国立文化財研究所『藤原京跡の便所遺構―右京七条一坊西北
坪―』（一九九二年）

（橋本義則）